

好利回りグローバルCBファンド(限定追加型)2012-08

追加型投信／内外／債券

IVG FINANCE BV社の転換社債について

当ファンドの主要投資対象である外国籍投信で保有するオランダの金融会社 IVG FINANCE BV(クーポン1.75%、2017年3月償還)の転換社債を4月3日に全売却しましたのでお知らせ致します。

なお、売却価格はEUR71.0であり、同日の高値近辺で売却しております。

1.会社概要

IVG FINANCE BV(以下、①)はオランダの金融会社で、ドイツの不動産会社 IVG Immobilien AG(以下、②)の子会社です。②は、不動産の保有、開発、運営などを手掛けております。

2.全売却の背景

②では現在保有する不動産価値に対する借入金比率が、約70%となっております。同社は借入金比率を50%~55%程度まで引き下げる意向であり、今後債務再編計画が策定される見込みです。

当外国籍投信の運用会社(UBP)で調査、検討した結果、以下2点の理由により②の債務再編は難しいと判断し、現時点で①の転換社債を継続保有することが適切でないと考え、全売却することを決定しました。

- I. 借入金比率を引き下げるために②が保有不動産を売却し、その売却代金を銀行からの借入金返済に充当する方法が考えられるが、売却が順調に進められるのか等不透明要素があること。
- II. ②が銀行に対し、借入金減免要請を実施する必要があるが、銀行側が同要請を受け入れるか不透明であること。(借入金減免要請が銀行側から否決された場合、転換社債保有者が負担を強いられる可能性がある。)

3.今後の投資方針

今後の運用会社の投資方針としては、原則別銘柄の組み入れを行う予定です。(ただし、同時に①の転換社債の動向を注視し、再投資機会があると判断した場合は再投資を行うこともあります。)

ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)を十分にお読みください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

商号等 : 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第351号)

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

照会先 : ホームページアドレス <http://www.sjnk-am.co.jp/>
TEL.03(5290)3519 ●営業部

<受託会社>[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

当資料中の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

«基準価額の変動要因»

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

転換社債等の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。また、発行体の株式の価格が転換価格に近いときまたは上回っているときに、当該株式の価格変動に敏感に反応することが多いといえます。組入れている転換社債等価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

転換社債等の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている転換社債等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、転換社債等の価値がなくなることもあります、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。なお、当ファンドは無格付または低格付の転換社債等を組入れる場合があり、投資適格の転換社債を組入れる場合に比べ信用リスクが高いといえます。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

※当ファンドは実質的に株式への投資を行うことがあります(転換社債等の転換により、株式を保有する場合を含みます。)。株式への投資には、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクがあります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

◆為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行いますが、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

«その他の留意点»

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◆ファンドが投資対象とする外国投資信託に対し他のファンドによる追加設定または一部解約等があり、当該外国投資信託において有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を受ける可能性があります。

詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ

換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 ※換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	・ロンドンの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの証券取引所の休業日 ・ニューヨークの証券取引所の休業日 ・上記各休業日(土曜日、日曜日を除く)の4営業日前までの期間
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、換金の受付を中止すること、及び既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成27年9月25日まで(設定日 平成24年8月31日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券のいづれかが存続しないこととなつた場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなつた場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。
決算日	原則、9月25日。(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成25年9月25日。
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※当ファンドは、分配金を受取る一般コースのみとなります。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手数料等

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.15% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% を乗じた額です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.819% (税抜0.78%) を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
(委託会社)	年率0.2625% (税抜0.25%)
(販売会社)	年率0.525% (税抜0.50%)
(受託会社)	年率0.0315% (税抜0.03%)
投資対象とする 投資信託証券の 信託報酬等	年率0.45% ※上記のほか、ファンドの開示に関する費用(監査報酬、弁護士報酬)等がかかります。
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して 概ね1.269% (税込・年率)程度 となります。 ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率0.819% (税抜0.78%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.45%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、当ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。
その他の費用・ 手数料	◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.0021% (税抜0.0020%))を乗じた額とします。但し、実際の費用額(年間26.25万円(税抜25万円))を上限とします。 なお、上限額は変動する可能性があります。 ◆その他の費用(*) ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・売買委託手数料に対する消費税等相当額 ・コール取引等に要する費用 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 ・受託会社の立替えた立替金の利息 等 (*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができます。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

※上記は、平成25年1月1日現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

当資料のお取扱いについてのご注意

◆当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が受益者の皆様への情報提供のみを目的として作成したものであり、投資信託の販売を目的とするものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。

◆当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

◆信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。

◆投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

◆登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

◆ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

◆当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わるもの、或いは分配金が支払われない場合があります。

◆当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。

◆当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社意見等は予告なく変更することがあります。

●販売会社(順不同、○は加入協会を表す)

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業 協会	備考
株式会社SB証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○		
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○		

受益権の一部解約の実行の請求の受付、分配金・償還金および一部解約金の支払い等について扱っております。

<備考欄の表示について>

- ※1 新規のお取扱いを行っておりません。
- ※2 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※3 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。